

世界貿易機関（WTO）の機構的研究

—— GATTからWTOへ ——

内 田 勝 敏

- 1 GATTからWTOへ
- 2 GATTの暫定性
 - (1) 成立過程からみた暫定性
 - (2) 条約としての暫定性
 - (3) GATT協定第二部は国内法に合致する範囲内で実施するという暫定性
 - (4) 機構の暫定性
- 3 ウルグアイ・ラウンドと世界貿易機関（WTO）設立の経緯
- 4 WTO協定の構成
- 5 WTOの任務と機構
- 6 WTO体制

1. GATTからWTOへ

GATT（関税と貿易に関する一般協定）は、1995年1月からWTO（世界貿易機関）に生まれ変わった。そのきっかけは、1986年9月にウルグアイのプンタ・デル・エステで開かれたGATT第8回交渉ラウンドである。WTOは、ここでのGATT閣僚会議（加盟国の貿易大臣会議）が採択した宣言に端を発するのである。周知のとおりウルグアイ・ラウンドでは、7年余りにわたって交渉が続けられ、付属文書を合わせると2万ページ以上に及ぶ史上最大級の貿易協定が調印されたのである。

もともとGATTは1970年代以降の世界的不況と世界経済の構造変化がすすむなかで、信頼性が揺らいできていた。それは、「紛争の多発、農業補助金の蔓延、産業を自由競争から回避させるような新手の方策と政策を政府が考え出していること、さらに貿易政策がGATTのルールから離れ、新しい保護主義圧力が現れたこと⁽¹⁾」などである。

いうまでもなくGATT協定は、自由、多角、無差別の世界貿易を実現するために第一条で関税の多角的相互引き下げと一般的最恵国待遇原則を規定している。関税、課徴金、輸出入規則、輸入品に対する内国税および内国規則についてGATTの締約国が他の締約国に最恵国待遇＝無差別原則を許すべきことを定めているのである。

ところが、第一に貿易障害を軽減すべきGATT協定を逸脱したさまざまな貿易協定がこれまでに多くつくられていった。農産物、鉄鋼、繊維、半導体などの商品について、二国間あるいは多国間の貿易取極が締結されたのである。第二に、地域経済統合が成立した。西ヨーロッパにおけるEU統合は当初の予想をはるかにこえて統合の深化と拡大をすすめている。これに応ずるように北米やアジアでもNAFTA（北米自由貿易地域）、APEC（アジア太平洋経済協力会議）がつくられている。これらはGATTのゆきづまりを表わすものである。GATTが「レマン湖に浮かぶ瀕死の白鳥⁽²⁾」と評されたゆえんである。

さて、WTOは、世界貿易のこのような現実に対処するために、GATTを拡充し、自由貿易・多角貿易体制の番人としての役割をいっそう高めよう、とするものである。WTO協定において、紛争処理に関する権限が強化されているのをみてもこのことがわかる。WTO協定はGATTの自由貿易のルールを拡充し、新たに地球環境に配慮し、さらに貿易における発展途上国への配慮を規定している。これらの規定の実施上の監視を強めるために常設の国際機関をつくるのである。したがってWTOはGATTの役割を引き継ぎ、強力な国際機関を設立することを意味するのである。

具体的にいえばWTOは、「GATT協定およびウルグァイ・ラウンド諸協定の管理・運営を行うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供する⁽³⁾」ための制度的枠組みを提供するものとなっている。

本稿では、まず、GATTがゆきづまった背景にGATTが暫定的なものであることに原因がある点をかんがみて、GATTの暫定性の内容を考察する。ついで、WTOの目的と任務をGATTと比較しながら概観する。最後にGATTが機構的欠陥をもつことからWTOの機構がどのように改変されたものにもものになっているか、について検討してみたい。

2. GATTの暫定性

(1) 成立過程からみた暫定性

第二次大戦後の世界貿易再建の構想は、1941年8月14日に発表された太平洋憲章⁽⁴⁾のなかですでに明らかにされていた。より具体的に再建構想が示されたのは、1944年7月のブレトン・ウッズにおける連合国通貨金融会議においてであった。

さて、この会議の決議にもとづいて、1945年12月に「世界貿易と雇用拡大のための提案」(Proposals for the Expansion of World Trade and Employment) が発表される⁽⁵⁾と同時に、15カ国⁽⁶⁾に対して関税その他の貿易障害を軽減するための会議に出席するように招請状が発せられた。前者がITO (International Trade Organization) に発展し、後者がGATT (General Agreement on Tariffs and Trade) に発展したのである。このことについて

片山謙二教授は、「当初のアメリカの構構では、自由・多角・無差別貿易の実現と維持はITOをつうじて、そして関税の相互引下げはGATTによって、といふうに、両者の役割はきわめて明確にわかれていたのである。(7)」と述べて、成立過程におけるITOとGATTの役割のちがいを示している。

ところで、アメリカの「世界貿易と雇用拡大のための提案」は国連経済社会理事会に委託された。国連経済社会理事会は、貿易雇用会議準備委員会を構成し、アメリカは前記15カ国に三カ国(8)を加えた19カ国を準備委員国に任命した。

1946年9月にアメリカは、右の準備委員会で討議されるべきITO憲章試案(Suggested Charter for an International Trade Organization)を公表した。この試案をもととしてITO憲章(国際貿易機構憲章)の起草がはじまった。三回修正されて、1948年3月にハバナにおいて56カ国の参加のもとに国連貿易雇用会議が開かれた。この会議において、ITO憲章の最終議定書がつくられた。これに調印したのは53カ国であった。しかし、批准したのはわずかに2カ国(9)にすぎず、ITO憲章は流産に終わったのである。(10)

さて、どのような経緯からGATTがとりあげられるようになるか。ITO憲章試案の修正のために国連貿易雇用会議準備委員会の第一回会議は、1946年10月15日から同年11月26日までロンドンで開かれた。この会議で最初にGATTが問題になるのである。(11)

もともとITO憲章は、「余りにも理想に忠実で規定が厳格であったために(12)、また、「余りにも理想主義的な性格のために、戦後の各国が経験したきびしい現実と相容れず(13)、流産のうき目をみるに至ったのであるが、このような認識は、既に1946年10月～11月の第一回会議のときにすでに認められる。すなわち、この会期にアメリカのイニシアティブで準備委員会構成国間で「関税と貿易に関する一般協定」により「ITO憲章の一定の規定に効力を与える手続」が承認され、「関税譲許を具現する多数国間貿易協定の交渉に関する決議」が採択されたのである。(14)

これにもとづいて、まず1947年4月10日から同年10月30日まで開催された第二回会議の間に、参加23カ国(原締約国(15))で123の関税引下げ交渉が成立した。これをジュネーブ関税譲許表としてまとめた。

他方で、ITO憲章の草案のうち、関税引下げの効果を確保するために必要な諸規定と関税引下げの結果として国内生産者に生じる損害防止のために必要な諸規定を一つの協定にまとめた。(16)これがGATT協定である。

したがってGATTはITO憲章が正式に発効するまで、その一部を暫定的に、しかも早急に実施しようとする試みでもあった。(17)また、関税率の引き下げ以外の面では、GATTはITO憲章に発展的に解消する性質のものであったわけである。(18)

(2) 条約としての暫定性

つぎにGATT協定の各国による受諾と協定の効力発生についてみてみよう。GATT協定の第26条によると、GATTは同協定の発効のためには、付属書H⁽¹⁹⁾に掲げる33カ国のうち、その貿易総額の85%をしめる国が受諾書を寄託した日から30日後に効力を発することとなっている。ところが、GATT原締約国のうちどの国も受諾していない。その後の締約国を含めて、この規定によってGATT協定を正式に受諾しているのはハイチ1国のみである。GATT協定は今日まで発動していないのである。

ところで、これでは関税譲許の効果を確保できない。そこで、GATT交渉に参加していた国のうちアメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、カナダ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの八カ国は、「GATTの暫定的適用に関する議定書」を作成し、これに合意する諸国の間でGATT協定を適用することにした。議定書は、1948年1月1日から暫定的に適用されることとなったのである。したがって、それ以降GATTは暫定的に適用されているにすぎず⁽²⁰⁾、議定書を受諾した国がGATT協定を暫定的に適用されることに同意した国となっているのである。

(3) GATT協定第二部は国内法に合致する範囲内で実施するという暫定性

「GATTの暫定的適用に関する議定書」では、GATT協定のすべてを適用することにはなっていない。GATT協定は三つの部から構成されていた。⁽²¹⁾ 第一部はGATTの目的と締約国間の最恵国待遇および関税譲許表にもとづく義務を規定する第1条と第2条である。第二部は、関税譲許の効果を確保するために必要な数量制限の廃止、ダンピング防止などを規定した第3条ないし第23条から成っている。第三部は、適用地域、関税同盟、紛争解決などの手続規定と雑則を含んでいる。第24条から第35条までである。

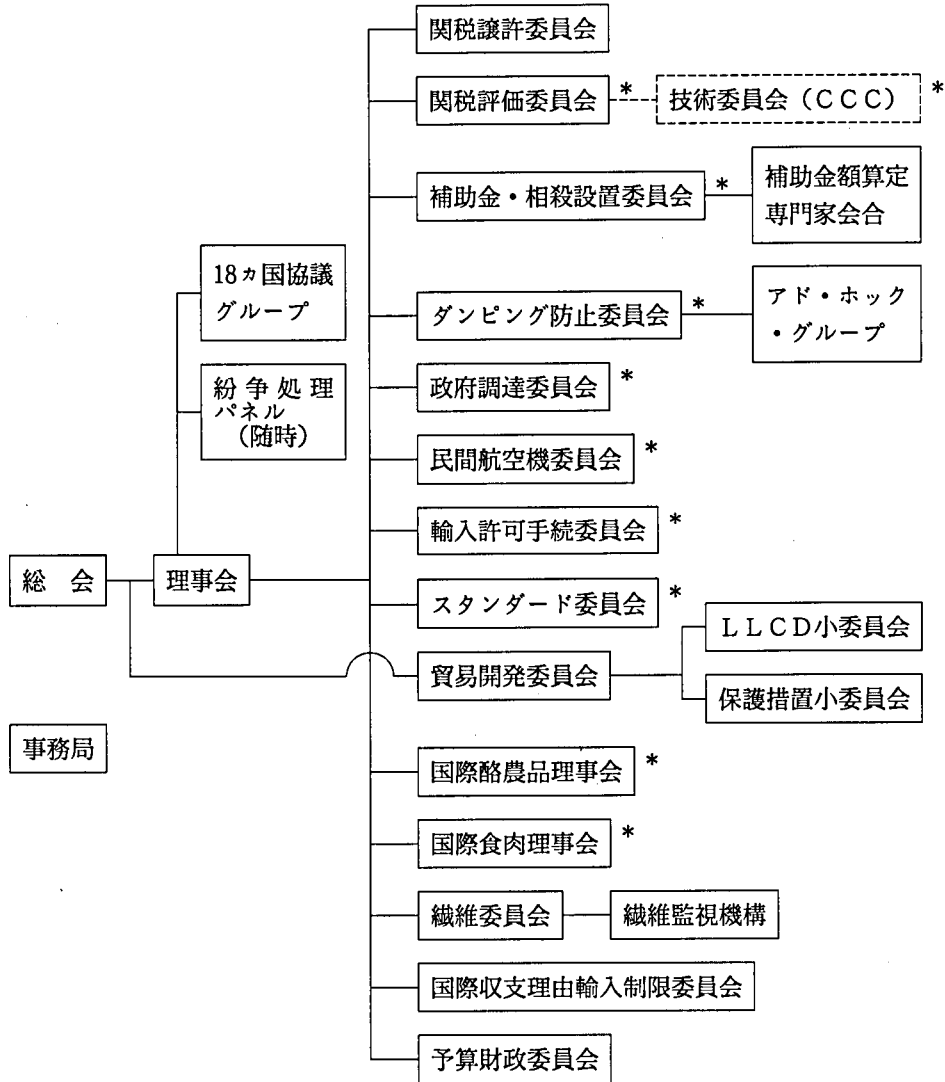
ところで、議定書では、第一部および第三部を即時、無条件に適用するとしているが、第二部は締約国の現行法令と合致する範囲内で実施することとしている。⁽²²⁾

もともと第二部は、GATT協定上の実質的な義務のほとんどを含んでいる諸規定である。これらの諸規定が、締約国の現行国内法令と合致する範囲においてのみ義務づけられている以上、GATT協定は条約上、きわめて弱い性格しかもっていない、とともに暫定的性格をもつものといえよう。

(4) 機構の暫定性

GATTには国際機関としての設立規定がない。GATT協定は、第25条において、協定に加入する締約国(Contracting Parties)の代表者が「共同行動を必要とするものを実施するため、並びに一般にこの協定の運用を容易にし、およびその目的を助長するために」会合する

図1 GATTの機構・委員会



* : 東京ラウンド協定類に設立根拠があるもの。

締約国団を規定している。これがいわゆる総会である。

機構としては、図1に示すように総会のほかに理事会、役員会、事務局などの形態はととのえているが、協定に明文化されているのは締約国団（総会）のみである。しかもそれは、いわゆる国際機構の機関としての総会ではない。理事会は、1960年の締約国団の会合の決議で設置された。また、委員会の多くは東京ラウンドで合意された非関税措置に関する協定類に設立概念が求められる。

事務局も、GATT協定には規定がない。現在の事務局は、正式にはITOのための暫定委

員会 (Interim Commission of the International Trade Organization, I C I T O) である。

もともと国連貿易雇用会議は、I T Oが設立されるまでの間、I T O憲章の事務を執行するためにI T O暫定委員会 (I C I T O) 設置の決議を採択した。I C I T Oは18カ国から成る執行委員会を設立し書記局長を任命した。事務局をもたずに発足したG A T Tは、1948年9月の第二回総会においてI C I T Oとの間の取り極めによって、I C I T O書記局長がG A T T締約国団の必要業務を提供することとなったのである。この取り極めがその後も続いた。そこで、G A T T事務局長は、I C I T Oの書記局長が勤める形となった。G A T Tにおいても書記局長の名称を用いていたが、1965年3月の第22回G A T T総会の決定により、事務局長 (Director General) に変更された⁽²³⁾のである。

3. ウルグアイ・ラウンドと世界貿易機関 (W T O) 設立の経緯

ウルグアイ・ラウンドはG A T Tの第八次の交渉ラウンドである。その特徴は、これまでの七次にわたるラウンドでは主として商品貿易に関する貿易障害の軽減が交渉の対象であったのに対して、サービス貿易にも対象を広げたことであった。したがって交渉組織は、貿易交渉委員会 (T N C) のもとに商品貿易に関する交渉グループとサービス貿易に関する交渉グループがつくられた。

さて、前者はさらに、関税、非関税障壁、繊維、天然資源産品、農作物、セーフガードなどの個別問題の交渉グループに分かれる。

とくに、農産物については多くの国で保護貿易政策がとられていて、その自由化・関税化には抵抗と対立がみられた。とくに、アメリカとE Cとの対立ははげしかった。E CはC A P (共通農業政策) の制度的枠組の改革にかかわることであっただけにはげしく抵抗したのである。

サービス貿易については、経済のサービス化を背景として世界貿易のなかでもサービス貿易はいちじるしい伸びを示してきた。さらに、世界のサービス貿易のなかでアメリカの比重が大きく、またアメリカが世界最大のサービス貿易黒字国である事実は、この分野でのアメリカの競争力の強さを示している。⁽²⁴⁾そこで、サービス貿易に関する国際的な統一ルールづくりが要請されたのである。しかし、自由化を主張するアメリカその他の先進国と発展途上国の対立には厳しいものがあった。

また、特許権、意匠権、商標権、著作権などの知的所有権 (T R I P S) の貿易関連の側面についてのルールづくりが検討された。ハイテク技術の競争力の視点からアメリカが強く権利保護を要求するのに対して消極的な発展途上国との間で対立がみられた。

そのほかに重要なものとして、紛争処理手続の強化や各国の貿易政策の審査制度、貿易関連投資措置（TRIM）などがとりあげられた。

ともあれ、ウルグアイ・ラウンドではこれらの新たな交渉分野が加えられた。これらはGATT協定にくらべてはるかに広範な分野を含んでおり、協定についての交渉過程ではげしい対立がみられたとはいえ、七年余りの交渉の成果を見れば画期的なものである、といわねばならない。⁽²⁵⁾

ところで、ウルグアイ・ラウンドの交渉項目の一つに「GATT機能の強化」がある。すなわち、世界貿易機関（WTO）設立による国際機関としての機構的整備である。ウルグアイ・ラウンド交渉のはじまった初期には注目されなかったが、1991年12月にダンケル事務局長の提示したWTO設立協定案が盛り込まれ、92年に始まる交渉においてWTO設立協定が詳細に検討された。⁽²⁶⁾

もともとWTOは、イタリアのルジェロ外国貿易大臣が1989年に主張したのに端を発しており、ECでも検討され、また1990年4月にカナダのクロスビー貿易大臣も提唱している。

これらの提案にもとづき、WTOの設立を積極的に推進しようとしたのはECとカナダであった。これに対してアメリカは、ウルグアイ・ラウンド交渉の実質面の交渉が先決であるとしてWTOに消極的な姿勢を示したのである。しかし、91年のロンドン・サミットでウルグアイ・ラウンドが成功を収めることにより制度的強化が必要となるという点に言及し、WTO設立を検討すべきであることが合意された。

92年になってアメリカもWTO設立に積極的となった。これには、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果のすべてを受諾する国のみをWTOの参加国とするという仕組みをつくるという観点が背後にあった。そこで、ウルグアイ・ラウンドの各種の合意についてWTO設立協定に付属させてその発効規定をWTO協定に一致させるということで、93年12月に開催された貿易交渉委員会においてWTOの設立合意が成立したのである。

もちろん、その背景には、ジョン・H・ジャクソン教授⁽²⁷⁾をはじめとする学者のWTO設置の提唱が大きい役割を果たしている。その主張は、自由貿易体制を維持し、国際紛争を解決するための影響力を強める方策として強固な国際機関の設置が必要である、と提唱しているのである。

4. WTO協定の構成

「世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定」⁽²⁸⁾ は大きくいって二つの部分から成っている。一つは協定の趣旨を述べる前文と16カ条からなる本文である。本文ではWTOの権限、任務、構成、事務局、予算、特権、意志決定、改正、加入などが示されている。

二つは、多数の協定を含む附属書である。本稿ではこれらの協定の検討についてはとりあげないが、ここでその構成についてのみみておこう。

さて、第一にWTOの前文をGATT協定と比較してみると、基本的にはGATT協定の目的が継承されているが、新たにつけ加えられた点もある。GATT協定では目的として「生活水準を高め、完全雇用の確保、実質所得の増加、世界の資源の完全な利用を進展させる」ことがあげられ、そのために「貿易障害の実質的な軽減ならびに国際貿易における差別待遇の廃止の取極を締結する」こととしている。WTO協定では、これに加えて、発展途上国へ配慮しつつ、環境を保護することが規定されている。

まず、環境保護の点が次のように示されている。すなわち、「経済発展の水準が異なるそれぞれの締約国のニーズと関心にかなうように環境を保護し持続可能な発展の目的に従って世界の資源を最適利用する」というのである。

ついで、発展途上国、とくに後発展途上国がその経済発展のニーズに応じて世界貿易の成長に参加できることを保護する必要がある、と述べている。これらの目的を達成するために、GATT協定と同じく「貿易障害の軽減、国際貿易における差別待遇の廃止」が謳われている。

このようにして「GATT協定、過去の自由化の努力の結果、およびウルグァイ・ラウンドの多角的貿易交渉のすべての結果に立脚する、統合された、いっそう持続性のある多角的貿易システムを進展させることを決意して以下のように協定する」、と述べている。

「以下の」第一は十六カ条から成る本文であるが、それについては次節でとりあげる。第二の附属書の構成をみておこう。

附属書は大きく四つに分けられる。

附属書一は最も重要で実質的な協定である。これは三つに分けられている。

一Aは、商品の貿易に関する協定である。これには、GATT協定の条文やGATT協定のもとで効力を発生した議定書などを含む1994年のGATT、農業協定、衛生検疫協定、繊維協定、スタンダード協定、貿易関連投資措置協定、アンチ・ダンピング協定、関税評価協定、船積み前検査協定、原産地規則協定、輸入許可手続き協定、補助金、相殺措置協定、セーフガード協定が含まれる。

一Bは、サービス貿易に関する協定で、実務サービス、通信、建設、流通、教育、環境、金融、健康、観光・スポーツ、運輸の11分野に分類されている。これらがさらに150の小分野に分類されていて、これらを対象とする多角的貿易自由化の原則がきめられている。

一Cは知的所有権の貿易関連の側面に関する協定である。特許権、商標権、著作権などの権利保護の強化の面と権利実現手続の整備の面とがある。

さて、附属書二は、紛争解決手続に関する了解である。1947年GATTのもとでの紛争解決はきわめて不完全なものであった。WTO協定においては司法的解決方式に移行したわけで、

ウルグァイ・ラウンドの一つの大きな成果である。

附属書三は、貿易政策の検討制度である。加盟国の貿易制度・政策全体を自由貿易の立場から議論するのである。

附属書四は、複数国間の貿易協定、すなわち、民間航空機貿易協定、政府調達に関する協定、国際酪農品協定、国際牛肉協定、の若干の修正したものからなる。

ところで、これらの附属書に含まれている協定について、加盟国間の貿易関係を規律する「共通の制度上の枠組み」(the common institutional framework)を提供するのがWTOである。

さて附属書のうち、附属書一、附属書二、附属書三に含まれる協定および関係文書（多角的貿易協定という）は、WTOの全加盟国を法的に抱束する。しかし、附属書四に含まれている協定および関係文書（複数国間貿易協定）は、それらを受諾した加盟国についてのみ、当該加盟国を抱束するのである。（WTO設立協定第2条）

5. WTOの任務と機構

WTO協定の本文からWTOの任務とその機構をGATTと比較しながら検討してみよう。

もともとGATT協定は、機構からみて、締約国を除くと基本的には法的基礎をもたない。GATTの諸機関は国際法上の根拠をもたないでつくられていたのである。そこで、WTOは、法的基盤をもち、機構的な整備・発展を施した国際機関として設立されたのである。

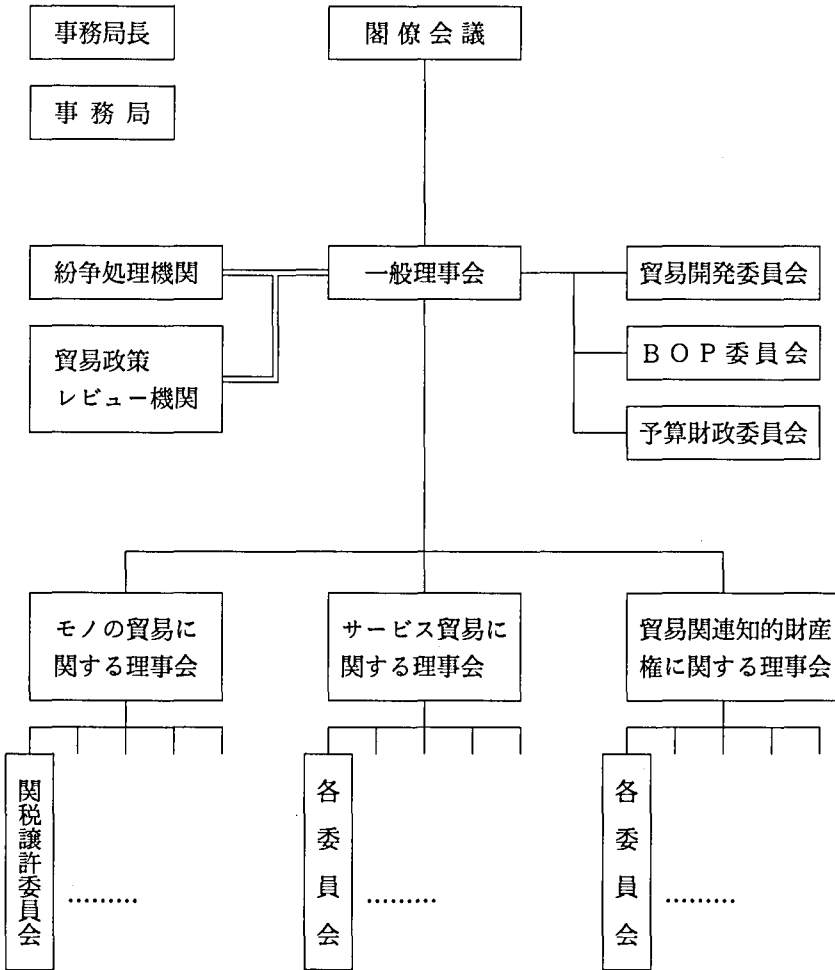
さて、WTOの任務は第一に、本協定と多角的貿易協定の実施、管理、運営のための枠組みを提供し、第二には、協定の附属書に含まれている多角的貿易関係に関して加盟国間の交渉のための場を提供し、第三に、附属書二の紛争解決の了解を管理し、第四に附属書三の貿易政策検討制度を管理するのである。

ところで、WTOの機構はどのようなものであるか。さきに述べたように、GATT協定には、機構的には、全加盟国の代表によって構成される締約国団＝総会があるにすぎない。GATTの理事会やさまざまな委員会（図1）は、各ラウンドで作られたものであって法的根拠をもたないのである。

WTOの機構は、この点を解決するために明確な機構に関する規定をつくったのである。（図2）

まず、全加盟国の代表で構成する閣僚会議（Ministerial Conference）がある。GATTでは年一回開催される総会がこれに当たる。WTOの閣僚会議は少くとも二年に一回開催され、WTOの任務を行う。また、多角的貿易協定に関するすべての事項について決定を行う権限をもつ。

図2 世界貿易機構（WTO）の機構



つぎに全加盟国の代表で構成する一般理事会（General Council）を設ける。閣僚会議の会合から会合までの間においてその任務を代って遂行するのである。さらに、紛争解決了解の定める紛争解決機関の任務と貿易政策検討制度に定める貿易政策検討機関としての任務を果たす。

一般理事会のもとには三つの理事会（Council）がおかれている。商品の貿易に関する理事会、サービスの貿易に関する理事会、および知的所有権の貿易関係の側面に関する理事会である。これらの理事会はすべての加盟国の代表によって構成され、それぞれの協定および一般理事会によって与えられた任務を果たすのである。

閣僚会議はさらに三つの委員会をおく。貿易および開発委員会、国際収支上の理由のための輸入制限に関する委員会および予算財政委員会である。また、閣僚会議は追加的な委員会を設置することができる。

さて、WTOと他の国際諸機関との関係はどうか。WTOと関連する任務をもつ他の政府諸機関あるいは非政府諸機関との協力のために、一般理事会が適当な取り決めを行うこととなっている。また、IMFならびにIBRDと協力するのである。

ところで、事務局については、二章四節で述べたようにGATTでは、協定に規定がなくITO暫定委員会のものであった。WTO協定ではWTO事務局が設置され、閣僚会議の任命する事務局長がおかれている。事務局長および局長の任命する事務局員は国際的な性質をもち、WTO以外のいかなる政府その他の機関からも指示を受けないのである。

国際的な地位についても、GATT協定では規定がない。これに対してWTOは、「法人格を有し、その任務の遂行のために必要な法律上の能力を各加盟国によって与えられる」のである。したがって「条約締結権はもとより、一般国際法上国際機構にみとめられている権利義務をもつ」⁽²⁹⁾とされる。

WTOの機関の意思決定はどうなるのか。GATTのもとでのコンセンサス方式による意思決定の慣行が維持されている。もともとGATT協定においては締約国団の票決を原則とし、投票の過半数としている。ところが現実には投票によらないコンセンサス方式が慣習的に確立していた。⁽³⁰⁾ WTOにおいても同じ原則がとられている。すなわち、WTOは1947年GATTのもとでのコンセンサス方式の慣行をとり、コンセンサスが得られない場合、各加盟国の代表が一票をもつ投票の過半数による議決で行うのである。ところで閣僚会議および一般理事会は協定解釈を採択する排他的特権をもっているが、そのさいの決定および加盟国の義務免除の決定は、加盟国の四分之三の議決で行う。

以上は、WTOの機構を協定本文に従って検討したのであるが、WTOの機構の特徴はどこにあるのだろうか。第一に協定の附属書に示された内容を実施するための枠組みであるという点にある。独自の活動目的をもつ国際機構ではないのである。第二にWTOは、法的基盤をもたないGATTに代ってWTOとして機構上の整備・発展した法的性格を備えた機構であるという点である。⁽³¹⁾

6. WTO体制

WTOを三つの意味に分けて考えてみよう。一つは、機構としてのWTOである。それは本協定の実績・管理・運営のための枠組みとして機構的な整備を施した国際機関の意味である。二つ目は、WTO協定、とくに多数の協定を含む附属書の内容をさす。三つ目は、WTO体制とよばれる側面である。世界貿易を律するシステムとして世界貿易の秩序をどう展開するかの役割をさすのである。

第一の側面については、本章の主たるテーマとして五節で検討した。第二の側面は別稿にて

とりあげる予定である。第三の側面についてここで概観しておこう。いったい世界貿易体制は、国際連盟の刊行による『世界貿易の構成』⁽³²⁾が適格に述べたように、1929年世界恐慌をきっかけとして1930年代にブロック主義、保護貿易主義が台頭し多角貿易機構が解体とした。これを契機としておきた第二次世界大戦は多角的貿易を完全に切断した。「戦後の世界経済再建のためには円滑に機能するような新しい多角貿易・多角決済機構をつくるのが、一つの重要な目標となる」、と述べた。この認識のもとに、自由・多角・無差別を原則とする世界貿易体制を設立しようとした試みがI T Oであった。しかしI T Oが挫折しそれに代わって暫定的な機構ができた。それがG A T T体制であった。

G A T T成立期のもう一つの特徴は、世界経済のなかでアメリカが圧倒的に大きな生産力をもつ国として君臨したことである。そのために自由化はアメリカ的な自由化が求められた。ところで、1960年ごろからは、世界貿易におけるチャンピオンの交代がはじまる。西ヨーロッパおよび日本の地位の上昇である。ついで70年代には発展途上国が新国際経済秩序をめざして特恵待遇の拡大適用を求めてくる。このような変化はG A T T体制を大きくゆるがせたのである。

まず、G A T T協定を逸脱する多数の取極ができてきた。ついで、地域経済統合が、自由貿易地域・関税同盟のかたちでたくさんつくられた。世界貿易のルールにのせてゆかねばならない。これらを考慮して新しいルールのもとでG A T Tの内容を再構築し拡充したのがW T O体制である。その意味でW T O体制は、G A T Tの原型にかえることではなかったのである。

ともあれ、世界貿易の秩序は自由貿易を原則としつつも、人びとの生存や資源や環境にかかわる分野ではむしろ規制を必要とするし、経済発展格差の是正を強化するというのが世界の趨勢である。また、世界貿易において公正な競争を守るためのルールも必要である。W T O体制のなかでこれらの諸問題がどのように解明されるか、が課題として残されている。

(注)

(1) G A T T, *GATT-Helping the World Growth*, 1988. 「ガットの役割と意義」

『貿易と関税』1988年11月号。

(2) 三宅正太郎編著『貿易摩擦とガット』日本関税協会、1985年、1ページ。

(3) 塚田貴司「ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉合意の概要」『貿易と関税』第42巻第2号。1994年2月号、16ページ。

(4) *The Atlantic Charter*, 1941.

(5) Clair Wilcox, *A Charter for World Trade* 1949, pp.40~49.

内田宏・堀太郎『ガット』日本関税協会、1959年、720~724ページ。

内田勝敏「G A T Tと関税同盟・自由貿易地域」奈良産業大学『産業と経済』第9巻2・3号、1995年1月、2~4ページ。

William Diehold, From the ITO to GATT-And Back, Orin Kirshner eds., *The Bretton Woods-GATT System*, 1996.

- (6) イギリス、ソ連、フランス、中国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南阿、インド、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、チェコ、ブラジル、およびキューバ。
- (7) 片山謙二「描かれた世界貿易の理想図」『経済学論究』第14巻第2号、1960年6月、7ページ。
- (8) ノルウェー、チリ、レバノン。
- (9) オーストラリア、リベリア。ただしオーストラリアは米英両国の批准を条件として批准した。
- (10) アメリカでは1950年12月にトルーマン大統領がI T O憲章の批准をふたたび議会で要請しない旨の声明を行った。イギリスではウィルソン首相が議会において今後I T O憲章に関する計画を進展させない旨を公式に言明した。片山謙二、前掲論文、9ページ。
- (11) 佐分晴夫「G A T Tと発展途上国」『国際法外交雑誌』第82巻2号、37～38ページ。
- (12) 内田・堀、前掲書、16ページ。
- (13) 片山謙二、前掲論文、9ページ。
- (14) 佐分晴夫、前掲論文、38ページ。
- (15) 貿易雇用会議準備委員会は、前記19カ国のうち、参加しなかったソ連を除き18カ国で構成されていたが、これにシリア、ビルマ、セイロン、南ローデシアおよびパキスタンの5カ国を加えた23カ国である。これがG A T Tの原締約国である。
- (16) 片山謙二、前掲論文、9ページ。
- (17) 日本関税協会『新ガットの解説』1955年、8ページ。
- (18) 大蔵省税関部編『G A T T—国際貿易協定詳解』1952年、14ページ。
ジョン・H・ジャクソン、松下満雄監訳『世界貿易機構』東洋経済新報社、1994年、13～18ページ。
- (19) G A T T協定附属書Hには、1955年3月の改正前の原規定によると、当初の23締約国が掲載されていたが、現在は同年同月の現在の締約国33カ国プラス日本が掲載されている。なお、筑紫勝磨によると、当初、交渉に加盟した国は30カ国、となっている。筑紫勝磨編著『ウルグァイ・ラウンド—G A T TからW T Oへ』、日本関税協会、1994年、214ページ。
- (20) 「G A T Tの確定的適用の試みはこれまで幾度か試みられたが、いずれも成功していない。しかし、ウルグァイ・ラウンドではガットを確定適用することが合意された。」（筑紫勝磨編著、前掲書、214～215ページ。）
暫定的適用については、山手治之「G A T Tの暫定的適用の効果」『貿易と関税』、1990年9月号、30～41ページ参照。
- (21) 1966年に発展途上国の問題を扱う第四部（第36～第38条）が追加された。
- (22) 議定書のこの規定を祖父条項（Grandfather clause）と呼ぶ。これによって、「国内法にG A T T第二部と矛盾する規定があったとしても、各国はこれを改正することなく、また多くの国について行政府限りの権限で、G A T Tに加入することができる。」「また、国内法の改正にさいしても、G A T T第二部と矛盾する制限が残っていてもより合致する方向への改正であれば容認される。」（筑紫勝磨編著、前掲書、215～216ページ。）
- (23) 筑紫勝磨編著、前掲書、224～225ページ。

- (24) サービス貿易額を商品サービス貿易の合計額で割ってサービス貿易額の占める比率をみると、1993年で、輸出では26.4%、輸入では17.0%となっている。(IMF, *International Financial Statistics*, Jan. 1996.)
- (25) 筑紫勝磨編著、前掲書、第二編。
- (26) 横田洋三「GATTから世界貿易機関へ」『国際問題』1994年9月、414号、19ページ。筑紫勝磨編著、前掲書、231～234ページ。
- (27) John H. Jackson, *Restructuring the GATT System*, Chatham House Papers, 1990. 松下満雄監訳『世界貿易機構』東洋経済新報社、1994年。John H. Jackson, *The World Trade Organization, Dispute Settlement, and Codes of Context*. Jonathan Michie & John Grieve Smith, ed. *Managing The Global Economy*, 1995. Susan M. Collins and Batt y P. Bosworth, *The New GATT*, Brookings Occasional Papers, 1994.
- (28) 外務省経済局監修『WTO—世界貿易機関を設立するマラケシュ協定—』日本国際問題研究所、1995年
- (29) 横田洋三、前掲稿、26ページ。
- (30) 高瀬保「ガットと開発途上国」『国際経済法』第一号、1992年、15ページ。
- (31) 前掲稿、27～28ページ。
- (32) League of Nations, *The Network of World Trade*, 1942. pp.96～97.

参考文献

- 外務省経済局監修『WTO—世界貿易機関を設立するマラケシュ協定—』日本国際問題研究所、1995年
- John H. Jackson, *Restructuring the GATT System*, Royal Institute of International Affairs, 1990. 松下満雄訳『世界貿易機構』1994年、東洋経済新報社。
- Orin Kirshner eds., *The Bretton Woods—GATT System*, 1996.
- Collins, Susan M. (eds.), *The New GATT*, The Brookings Institution, 1995.
- Gilpin, Robert G. *The Political Economy of International Relations*, Princeton U.P., 1987. 大蔵省世界システム研究会訳、東洋経済新報社、1990年。
- 三井物産貿易経済研究所著『WTO』（日本能率協会マネージメントセンター）1995年。
- 高瀬保編著『ガットとウルグアイラウンド』（東洋経済新報社）1993年。
- 建設省建設経済局監修『公共事業とWTO政府調達協定』（建設業適正取引推進機構）1996年。
- 鷲見一夫『世界貿易機関を斬る』（明窓出版）1996年。
- 筑紫勝磨編著『ウルグアイ・ラウンド』（日本関税協会）1994年。
- 津久井茂充『ガットの全貌』（日本関税協会）1993年。
- 溝口道郎・松尾正洋『ウルグアイ・ラウンド』（NHK出版協会）1994年。
- 朝倉弘教・藤倉基晴編著『WTO時代の関税』（NHK出版協会）1996年。
- 新堀総・渡辺堯・岸田誠『WTO発足後の世界貿易』（経林書房）1996年。

渡辺洋三『日本をどう変えていくか』（岩波書店）1996年。

賀来弓月『地球化時代の国際政治経済』（中央公論社）1995年。

「発足1年後のWTO」『月刊ジェトロセンサー』1996年4月号。

横田洋三「GATTから世界貿易機関へ」『国際問題』1994年9月号。

松下満雄「WTO体制と新貿易秩序」『ジュリスト』No.1071,1995年7月1日号

鳴瀬成洋「背骨なきGATT」『商経論叢』第35巻1号。